

令和7年度地域包括支援センター運営協議会並びに  
阿賀野市地域密着型サービス運営委員会会議録

- 1 会議名：阿賀野市地域包括支援センター運営協議会並びに阿賀野市地域密着型サービス運営委員会会議
- 2 日 時：令和8年1月28日（水） 午後3時から4時まで
- 3 場 所：阿賀野市 水原保健センター 1階 プレールーム
- 4 出席者（敬称略）  
委 員：藤森勝也、本間健一、本田吉穂、斎藤和俊、渡辺 実、中村真治、  
圓山イツ子、嶋津厚子、清野美代子、小笠原 勉、皆川謙二  
（委員11名中11名出席）  
事務局：山寄美佳、井上由美、山崎あい、渡部知彦、大滝一誠、橋本身江子、  
清田真里子、神田 渉、関口麻子、川口裕里（計10名）
- 5 議 題  
（1）令和8年度市役所組織機構改編に伴う地域包括支援センターの体制変更について  
（2）「電子申請・届出システム」を活用した指定申請等への移行について
- 6 非公開の理由：なし
- 7 傍聴者の数：0人
- 8 発言の内容

○議長：

はい。それでは始めさせていただきたいと思います。

議題の①番令和8年度市役所組織機構改編に伴う地域包括支援センターの体制変更について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局：

皆様におかれましては、いつも大変お世話になりましてありがとうございます。

私からは令和8年度に予定されております市役所の組織機構改編の概要についてご説明申し上げます。

資料につきましては、A4ホチキス止めの、令和8年4月1日付け組織機構改編についてになります。それでは、着座にて説明させていただきます。

資料に入る前に、高齢福祉課が関係します課の再編について簡単にお話させていただきます。

現在、保健、福祉、介護などに関係する課は健康推進課、社会福祉課、高齢福祉課の3つの課となっております。12月の広報あがのに掲載されましたが、この3つの課が再編されまして、4月以降は地域保健課、福祉支援課、こども課という3つの課となります。高齢福祉課という課の名称はなくなりますけれども、当課で行っ

ております業務は、福祉支援課と地域保健課に分かれまして、それぞれの職員が協力しながら行う形となります。

それでは資料の表紙の裏面をご覧ください。

初めに組織機構改編検討項目ということで、4つの項目が挙げられておりますが、今回の組織改編におきましては、この4つの項目について取り組みを強化するため、組織の見直しを行ってきたものでございます。

この中で高齢福祉課に関係するものにつきましては、(2)のワンストップ窓口の設置と、(3)の専門職人材等の集約による人材育成とさらなる資質向上になります。続きまして2枚目の裏面をご覧ください。

組織機構改編検討項目(2)のワンストップ窓口の設置について、でございます。現在保健師が配置されている課は、先ほど申し上げました健康推進課、社会福祉課、高齢福祉課の3つの課となりますけれども、(2)の2にありますとおり、保健、福祉、医療に関わる相談窓口、ワンストップ窓口の設置ということで、どの年代でも、またどのような内容でも全世代の相談を包括的に受ける窓口として、地域保健課を新設し、保健師を集約して配置いたします。

また、これに伴いまして、地域保健課の専門職がアセスメントを実施した後、適切な制度をつなぎ、困り事に対する支援、またライフステージを基軸とした支援を行うための課として、現在の社会福祉課、高齢福祉課と健康推進課の一部を再編して、こども課、福祉支援課といたします。

各課の業務のイメージは図でお示しのとおりとなります。

現在は、障がい者福祉は社会福祉課、高齢者福祉は高齢福祉課となっておりますが、4月以降は福祉支援課ということで、1つの課となります。

またこれに関連しまして、資料の3枚目の表面をご覧ください。

こちらでは、子ども家庭センター、地域包括支援センター、障がい基幹相談支援センターの3つのセンターの位置付けについてお示ししてございます。

高齢福祉課に関する部分としましては、中ほどから下の障がい者基幹相談支援センターと地域包括支援センターの部分になります。

両センターにつきましては、今後は1つの課としまして、これまで以上に連携を強化し、また地域保健課の保健師につきましては、福祉支援課、地域包括支援センターとの兼務発令を行いまして、こども課も含めた三課により、複雑化する地域課題に対して、属性や世代を問わない重層的支援体制を構築して参ります。

続きまして3枚目の裏面をご覧ください。

こちらについては組織改編検討項目(3)の専門職人材の集約による人材育成とさらなる資質向上について、実施の目的と期待される効果についてお示ししてございます。

こちらについては、資料をお読み取りいただければと思います。4月以降高齢福祉関係の業務体制が大きく変わります。これに伴いまして地域包括支援センターについても現体制から変更がございしますが、こちらにつきましては、この後、山崎センター長よりご説明申し上げます。説明は以上になります。

## ○事務局：

お疲れ様です。

私の方からは、市役所の組織改編に伴う地域包括支援センターの体制についてご説明いたします。これより着座にて失礼いたします。

来年度の市役所の組織機構改編に伴いまして、ワンストップ窓口の設置や専門職人材等の集約に関連し、2つの地域包括支援センターの統合が示されておりますので、今後の体制について運営協議会の皆様にお諮りしたいと思います。

資料は、このA4横の資料になります。地域包括支援センターの統合についてというA4横の資料をご覧ください。

まず、地域包括支援センター設置の条件としまして、国の基準では概ね人口2万人から3万人に1ヶ所の設置が目安となっております。

また、地域包括支援センターは介護予防支援事業所として、介護保険の事業所としての市の指定を受けており、包括的支援事業、包括支援センター業務と介護予防支援事業所としての事業の2枚看板となっております。そのため、人員基準についても、それぞれの業務に係る基準を満たす必要があります。それがこの四角2つに囲んだそれぞれの基準になります。

左の四角は包括的支援事業に係る人員基準で、第1号被保険者3000人から6000人ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1人ずつ配置することになっており、それに加えて、介護予防支援の人員基準として、右の四角です。ここに記載のある職種で必要な数となっております。

また、令和7年3月に国の要件緩和に伴い、阿賀野市の条例も改正し、6月の運営協議会でご報告させていただきました。

本日配付いたしました阿賀野市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の第2条になります。職員に係る基準及び当該職員の委員数について、運営協議会が地域包括支援センターの運営状況を勘案して、必要であると認めるときは常勤換算方法によることができるとしています。

そのため、本協議会でお認めいただければ、2つのセンターが統合した場合も、地域保健課の保健師が兼務することにより、基準を満たすこととなります。

次に、地域包括支援センターの現状です。それぞれの地区の高齢化率は裏面のグラフをご覧ください。

笹神、安田地区は高齢化率が高くなっており、単身高齢者については水原地区が多くなっています。

相談件数については、全体で年間3500件程度となっており、約3分の1は笹神包括、3分の2を阿賀野包括で対応しています。

相談方法としては、9割弱が電話相談で来所相談は1割強という状況です。

相談内容は、身寄りのない人や障がいのある子、ひきこもりの子と同居している高齢者など問題が複雑化しており、様々な関係機関との連携が必要なケース対応が増えていきます。

また、現在の地域包括支援センターの運営上の課題としましては、専門職の確保、特に主任介護支援専門員の確保が難しくなっています。現在、市の直営ということで、保健師や社会福祉士などで資格要件を満たせば、主任介護支援専門員の資格を取ることとしていますが、要件が厳しく、年数もかかる上、一度資格を取ると、他の部署には移動できないなど、ジョブローテーションができなくなっている状況もあります。

このたびの市役所の組織機構改編に伴い、2つの地域包括支援センターの統合が示されましたが、統合することによって、市民にとっての相談場所が遠くなる地域がある、支所に包括職員が不在となるため、支所では対応できないなど、市民の利便性の面でデメリットが生じます。

一方で、今回の組織改編の大きな目的でもあるワンストップ窓口の設置や専門職人材育成の強化と資質の向上により、専門職の効率的配置と、複雑化するケース対応を複数対応とするなど、現在のセンターの課題解消や支援体制の構築につなげることができると考えております。

デメリットの部分については、対応策としまして、相談対応は地域包括支援センターから支所へ出向いたり、訪問や事前予約で対応して参ります。

また、急な来所相談に対しては、今後オンラインでも対応できるような体制を構築していきたいと思っております。

来年度は地域包括支援センター阿賀野として、センター長、係長、事務職、生活支援コーディネーターを配置し、包括業務全般を行います。

地域保健課に保健師が集約されるため、ケースの対応など、個別の支援については総合相談窓口機能として、地区担当保健師が対応するという体制になります。

今回の組織機構改編により大きく体制が変わりますので、市民の皆様にはご不便をおかけしないよう、相談窓口のPRなどを行って参りたいと思っております。

私からの説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○議長：

ただいまの事務局からの説明は終わりましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

統廃合しなければいけないということについては、これから人口が減少し、働く人たちも減ってきているという中で、専門職を確保することが非常に難しいということで、将来的にも継続してやっていくためには、2か所でなく1か所にまとめてやっていきたいということですよ。

具体的に言うと、もしこれまでどおり2か所でやったときに、どういう職種が一番確保してくのが難しいと考えますか。

#### ○事務局：

先ほど説明の中でもありましたように、やはり主任介護支援専門員の資格を取ることが厳しい条件となっておりますので、主任ケアマネの確保が一番厳しいと思われます。

というのも、基礎資格があった上で、地域包括支援センターの仕事を5年経過した上で、やっとケアマネがあって、主任ケアマネの講習が受けられるということになりますし、またその主任ケアマネの資格を更新していくにも、さらに更新研修を受け続けなければならないので、地域包括支援センターにずっといなければその資格が継続できないというところがありますので、なかなか一旦主任ケアマネになると、異動ができないということが、今現在ジョブローテーションができない状況になっています。

#### ○議長：

はい。現在主任ケアマネジャーさんは市には何人いらっしゃる。

#### ○事務局：

4人です。

○議長：

はい。4人の方が皆、こちらの部署に執務されてるってことになりますか。

○事務局：

今現在は、はい4人包括にあります。

○議長：

はい、わかりました。ありがとうございます。委員の皆さんから何か、この組織機構の改編、そしてまた、地域包括支援センターの体制変更について、ご意見ありますでしょうか。

もし、ご発言がないということでありましたら、こちらの方は提案のとおり承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして②電子申請届出システムを活用した指定申請等への移行について、こちらの方、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：

はい。皆様お疲れ様です。よろしくお願いいたします。

私からは本日の議題でございます、電子申請届出システムを活用した指定申請等への移行については、お手元の資料、A4判の資料になりますが、こちらにてご説明させていただきます。それではすみません。着座にて失礼いたします。

それでは改めまして資料の1枚目をご覧ください。

こちらは、本市が指定権者として指定している介護保険サービス事業所の指定申請の届出方法について、現在、郵送及び電子メールにて受け付けておりますが、本年3月1日より、国の電子申請届出システムによる届け出が可能になるということ、対象事業所の皆様にお知らせした文書になります。

続きまして2枚目ですが、電子申請届出システムの利用に関して、事前準備や法律事項が必要になりますので、そちらをまとめたものになります。こちらと一緒にお知らせしております。

この度、届け出方法の変更につきましては、1枚目の本文中にも記載がございますが、国が事業所の事務負担軽減を図るということで、こちらのシステムでの届け出を可能とすべく、法律で規定して行われるものでございます。

なお、この法律では本年4月1日以降の届けについては、一部の加算の届け出を除きまして、すべてこちらのシステムで行うことになるということでございます。

慣れない届け出方法にご不安やご不明な点が多々あるかと思いますが、確実に届け出等ができるよう、市としても対象事業所に対しまして、ホームページを作成するなどして、説明もさせていただきながら、支援をして参りたいと考えております。以上説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長：

はい。ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたがけれども、委員の皆さんから何かご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

特にご意見ないでしょうか。

申請の仕方についても別紙で書かれておりますので、こちらの方はもうすでに発出されてるんですね。

○事務局：

はい。そうでございます。

国の方で令和6年3月に、介護保険法施行規則の一部を改正する省令というものが出ておりまして、そちらの方は令和6年4月1日施行になっております。

今回4月1日からの届け出につきましては、すべてこのシステムということになります。令和6年4月1日から本年3月31日までは、経過措置ということで、そのシステムだけではなく、郵送、電子メールにて届け出が可能でした。阿賀野市といったしましては、3月1日からこのシステムでの届け出ができるようになるということでございます。

○議長：

はい。ありがとうございます。特にないようであれば、こちらの方も承認でよろしいでしょうか。

(拍手)

はい。ありがとうございます。

それでは、意見交換ということになりますけれども、せっかくでございますので、もし何か今日のことに関係した、或いは我々のこの運営協議会や運営委員会に関わることで、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

こちらの本田委員の方から、もし何かありましたら、ないようであればそのままでもよろしいかと思っておりますけれども、時計回りでお願いできますでしょうか。

○A委員：

はい。こういうふうになるということは、今日伺いました。ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

○議長：

はいありがとうございます。

○B委員：

改編されるのは知っていましたが、今日お話を聞いてよくわかりましたので。

はい。ありがとうございます。

あと電子申請、Gビズ IDがなかなか時間がかかって大変なので、もしも始められるときに、早めの方が確かにここにも書いてあったんですけども、大阪のほうにやっているとかで、確かすごい時間がかかったなというのが印象に残ってます。

あとちょっと会長が変わって社会福祉協議会なんですけど、会長が変わった際もこのGビズ IDをもう1回取り直さなければいけないとか、いうことになったりして、それも時間がかかった思いがあるので、今後、もしも何か始まる際に、参考にしていただければと思います

○議長：

はいありがとうございます。

○C委員：

時代の流れなんだろうなと思って、はい。  
様子を見ながら協力できるところは今までどおりやっていきたいと思います。  
お願いします。

○議長：

はい。ありがとうございます。

○D委員：

はい。私、旧笹神地区在住ですが、地域包括支援センターが1か所に水原の方に統合されることになりますけれども、ここに現状書いてあると、来所相談とかいうのは1割強しかないということだったので、こういう状況ではそれほど影響はないのではないかなというふうに考えておりました。以上です。

○議長：

はい。ありがとうございます。

○E委員：

民生委員の活動に関してから言わせれば、保健師さんたちが統合することによって、事例共有できると思いますので、十分なメリットがあると思います。

○F委員：

Fと申します。私ども地域振興局ということで、県の出先事務所でお仕事をさせていただいております。

県の方でもですね、やはり電子申請、電子届け出というのはもう流れになっておりまして、そちらの方に移行するというところで徐々に進めているところであります。ただ、やはり従前のように紙の方がいいというご意見の方、たくさん意見いただいておりますので、導入にあたっては、丁寧な説明というのが必要なのかなと思っております。

また添付書類等必要な場合もありますと、やはり電子申請プラス紙での届け出といったイレギュラーの場合もあつたりしますので、その辺円滑に運用されれば、よろしいのかなと思って、私どもも取り組んでいるところでございます。はい。  
以上でございます。

○議長：

ありがとうございます。

○G委員：

特にないんですけど、地方の高齢化がかなりやっぱり進んでいて、こういうふうな形になっていくんだなと思います。

窓口が統合されて1つになるとやっぱり市民にとっても非常にわかりやすくなるんではないかなというふうに感じました。以上です。

○議長：  
ありがとうございます。

○H委員：  
1つ質問よろしいでしょうか。  
オンライン相談は、例えば介護の相談を希望するご家族とか、その専門職の方とオンラインで、対面じゃなくてオンラインでいわゆる事前予約をとってではなくて、どんなイメージでしょうか。

○事務局：  
まだその詳細は決まってははいませんが、突然支所に来所した方がいらっしまった場合に、支所と本庁の専門職とオンラインでつなぐというイメージなんですけど。

○H委員：  
はい。支所の職員の方同士でつなぐというものです。

○事務局：  
職員同士ではなくて、突然来所した方がいらっしまった場合に、こちらから出向いていく、当面は行くんですけれども、今後はオンラインでも対応できるようにしたいということなんですけど。

○H委員：  
はい。市役所の媒体をデバイス等を使って、一般の方のものじゃなくってということですね。

○事務局：  
来庁した相談者と、本庁にいる専門職ということです。

○H委員：  
はい、ありがとうございます。はい。

○I委員：  
お疲れ様です。一本化するっていうのが、ちょっと私、皆さんが訪問してお話するのかなと思ってたんですけど、電話が多いという話を聞きまして、電話が多いのであれば、あと市の方からお出かけいただけるということですので、非常に一本化はいいことじゃないかなと思いました。

ただ、まだ地域包括支援センターをよく知らない方も、お年寄りいらっしましますので、その辺のPRの方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長：  
はい。ありがとうございました。それでは副会長お願ひします。

○J委員：

お疲れ様です。わかりやすい説明、メリット、幾つも挙げていただいて、丁寧にお話を伺えたので私たちは皆さんがこれから準備して、また統合されてからのある程度安定化して地域の皆様が認識が整うまでは、一定のやはり混乱期も来るのかなと思います。やはり人口の状況とか働き手の、先生もおっしゃっていた通り、経営の中でメリットをきちっと活かしていくことと、そのオンラインの整備というのがすごくやはり必要になってくるとは思いますので、引き続きその辺りの使いやすいわかりやすいという形を進めていただければと思います。ありがとうございます。

**○議長：**

はい。委員の皆さん本当にありがとうございました。  
それではこちらの方ですね、終わらせていただきたいと思います。  
次に4報告事項、介護予防支援委託契約事業所について、事務局の方からご説明をお願いします。

**○事務局：**

お疲れ様です。よろしくお願いいいたします。  
本日お配りいたしました令和7年度介護予防支援業務委託契約締結事業所一覧につきましてご報告いたします。  
令和8年1月1日現在の契約締結事業所は29事業所となっており、令和7年4月1日時点の27事業所に対し2事業所が新規に契約を締結しております。  
以上、介護予防支援業務委託契約締結事業所について報告させていただきました。

**○議長：**

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明に対しまして何かご意見ご質問等あればちょうだいしたいと思いますけれども。何かありますでしょうか。  
2ヶ所増えたということですね。  
高齢者がしばらくの間一定の数で推移し減少しないわけですから、それを支えてくれる事業所は、ある程度の数があるってことが、やはり大切なのかと思います。よろしいでしょうか。  
それでは、特にないようでございますので、こちらの方は終了させていただきたいと思います。  
その他事務局より何か連絡事項等ございますでしょうか。

**○事務局：**

すみません、1つ連絡事項がございます。  
この度の皆様委員の任期が令和8年1月31日までとなっておりますので、一旦この委員の皆様が任期が終了になりますけれども、事前にまた継続をお願いする委員さんには承諾書をいただいておりますので、本日机の上に封筒にまた次期の委任状を同封させていただきましたので、ご確認いただければと思います。  
また次期の委員もよろしくお願いいいたします。  
G委員につきましては、歯科の先生の方から推薦をいただいておりますので、次期は先生の方をお願いすることになっております。今までお疲れ様でした。ありがとうございました。以上であります。

○事務局：

もう1つ。はい。お願いします。

今回の会議の議事録について議事録案ができましたら、委員の皆様へ送付して内容の確認をお願いしたいと思います。

その後、修正したものを市のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長：

はいありがとうございます。他に何かここで話したいことがございますでしょうか。

○OD委員：

すみません。

○議長：

はいどうぞ。

○OD委員：

今の議事録の件ですけれども、私達送っていただいて確認して、その後こちらに返送しなければいけないのでしょうか。

○事務局：

訂正がある場合は返送していただいておりますし、一応訂正がなくても、その議事録案は返送していただくことになっておりますので、返信用の封筒を同封させていただきます。

○OD委員：

はい。なんかどっちなんだろうと思って迷ってしまして、返送したときとしないときがありまして。

○事務局：

できれば訂正がなくても、返送していただければありがたいです。

○OD委員：

わかりました。

○事務局：

よろしくお願ひいたします。

○議長：

ありがとうございます。他ありますでしょうか。

ないようでございますが、ちょっと早いようでございますけれども、本日の委員会につきましては終了させていただきます。

以上をもちまして、令和7年度第2回阿賀野市地域包括支援センター運営協議会並びに阿賀野市地域密着型サービス運営委員会の議長の任を解かさせて頂き、事務局にお返ししたいと思います。皆さんご協力ありがとうございました。